

松原保育園（田川市）に対する改善勧告の実施について

1 実施日時等

- (1) 実施日時：令和 7 年 10 月 20 日（於：田川市役所内会議室）
- (2) 勧告実施者：福岡県知事（児童福祉法第 46 条第 3 項）
田川市長（子ども・子育て支援法第 39 条第 1 項）
- (3) 勧告対象：社会福祉法人松原福祉会（保育所の設置者。理事長：高瀬春美）
- (4) 実施方法：法人理事長に対し、担当者から改善勧告書を手交

2 県条例及び国の指針に抵触するものとして指摘する事項

抵触する内容	指摘の概要
「虐待等の禁止」 （県条例第 11 条） （市条例第 25 条）	① 保育士 10 人が入所児童に対し、園舎内で以下の行為を行った。 ・園児に対する、殴る・叩く・頬をつねる・服を強く引っ張る等の行為 ・昼食やおやつの時間において、食べるのが遅い園児に対し、園児が嫌がっているにもかかわらず、強引に食べ物を口に押し込む行為 ・園児に対し、「頭悪いんか」など、こどもの心を傷つける発言を繰り返し行う行為 ・園児に対し、威圧的に、大声で叱責する行為を繰り返し行う行為 ・他保育士が行った身体的虐待を面前で確認しながら、これを放置する行為 ・食事の際、一つのトンゴやスプーンで複数の園児の口に直接与える行為（不適切保育） ・食事の際、園児の背後から食べさせるという食事介助を繰り返し行う行為（不適切保育） 等
「職員の一般的要件」（県条例第 7 条）、「保育所職員に求められる専門性」（保育指針）	② 上記①に指摘した行為を行った保育士が不適切な保育等を行っていることを、当該保育士以外の職員も把握していたにもかかわらず、当該保育士への注意や助言が行われず、また施設長等に報告、相談も行われなかった。
「保育所の社会的責任」（保育指針）	③ こどもに対する威圧的な態度など、こどもの人権に配慮した保育が行われておらず、こどもの人格を傷つける行為が行われていた。
「職場における研修」（保育指針）	④ 「こどもの人権・人格の尊重に関する保育」の観点での保育の振り返りが不十分であるほか、自己評価結果が職員間で共有されていないなど、こどもの人権に配慮した保育を行う組織的な取組が十分でなかった。
「保護者との相互理解」（保育指針）	⑤ 連絡帳や保育参観、定期的な保護者会がないため、保育所内でのこどもの様子が分からず、保育所の保育内容が不透明であると感じている保護者が複数あった。また、一部の保育士から日頃の挨拶がないなど、保護者とのコミュニケーション不足が指摘されており、保護者との相互理解への取組みが十分でなかった。

3 改善を勧告する内容（報告期限：令和7年11月20日）

① 不適切保育発生の原因検証と再発防止に向けた取組方針の整理 （不適切保育の認識、環境・体制の問題の明確化、施設長及び他職員の責任の検証）
② 不適切保育に係る職員間の認識の共有の徹底 （職員会議、虐待防止研修、チェックリスト等の活用、保育所としての自己評価）
③ 再発防止に向けた職場環境の整備 （指導担当職員の設置と報告体制、虐待防止の環境整備、第三者評価の受審）
④ 保護者に対する信頼回復 （県からの指導結果・不適切な保育が発生した原因の検証結果・再発防止に向けた取組方針について保護者に対する説明会を実施）

4 今後の対応

- ・ 勧告した内容の改善状況について、引き続き現地に立ち入るなど、確実な実行を促す。
- ・ 改善勧告で改善されない場合は、①改善命令を実施。（なお改善されない場合、審議会の意見聴取を経て、②事業停止命令、施設認可の取消を実施）

5 県内保育所等に対する通知

本事案を受けて県内保育所等に対し、虐待等をはじめとする不適切保育の防止に関する通知を発出する。